

最終改正:

改正内容:令和5年3月31日教育委員会訓令第6号 [令和5年4月1日]

○鹿角市部活動地域移行検討委員会設置要綱

令和5年3月31日教育委員会訓令第6号

鹿角市部活動地域移行検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 鹿角市立中学校の生徒のスポーツ及び文化芸術等の多様な活動の機会を確保し、体力や技能の向上を図るとともに、部活動に伴う教職員の負担軽減を図るため、休日等の部活動の地域移行を検討する鹿角市部活動地域移行検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- （1）部活動の地域移行のために必要な事項に関すること。
- （2）その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる団体等の代表者のうちから、鹿角市教育委員会が委嘱する。

- （1）鹿角中学校体育連盟
- （2）NPO法人鹿角市スポーツ協会
- （3）鹿角市スポーツ推進委員会
- （4）総合型地域スポーツクラブ
- （5）鹿角市スポーツ少年団本部
- （6）鹿角地区吹奏楽連盟
- （7）吹奏楽関係団体
- （8）各中学校のPTA
- （9）各中学校関係者
- （10）鹿角市教育委員会
- （11）その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、鹿角市教育委員会事務局総務学事課及びスポーツ振興課において処理する。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（招集の特例）

2 最初に招集される委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず鹿角市教育委員会が招集する。